

船舶事故調査報告書

平成29年7月20日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成29年3月15日 17時30分ごろ
発生場所	沖縄県 ^{ひがし} 東村東漁港 川田四等三角点から真方位137°380m付近 （概位 北緯26°37.6′ 東経128°10.0′）
事故の概要	引船第58明祥丸は、浚渫船明星55をえい航中、明星55が消波ブロックに乗り揚げた。
事故調査の経過	平成29年4月14日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 第58明祥丸、19トン 296-20639 沖縄、株式会社内間土建 B 浚渫船 明星55、約820トン なし、株式会社内間土建
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 作業責任者B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A なし B 右舷船首部船底外板に亀裂及び擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期、潮高 約95cm（東）
事故の経過	A 船及びB船は、東漁港出入口付近の航路浚渫工事に従事し、当日の作業を終え、A船がB船をえい航して同出入口東側の防波堤の先端付近で右転し、約1ノットの対地速力で東漁港内へ移動していたところ、B船の船底部に軽い衝撃があった。 作業責任者Bは、B船が着岸後、船内を点検し、異常を認めなかったものの、翌朝、右舷側に傾いていることに気付き、右舷船首部の錨鎖庫を確認したところ、浸水を認めた。 喫水は、A船が船首約1.0m、船尾約2.4mで、B船が船首約2.1m、船尾約2.0mであった。 東漁港出入口は、東側と西側の防波堤により南西方に開口しており、幅が約30mであった。 本事故時の作業現場は、工事区域の南側に当たり、東側の防波堤先端の南西側であった。 東側の防波堤先端には、消波ブロックが設置されていた。 船長A及び作業責任者Bは、本事故当時は東側の防波堤先端にそれほど接近しているとは感じていなかったが、目測していた距離よりも

	<p>防波堤に接近していたのではないかと本事故後に思った。</p> <p>船長Aは、ふだん、東漁港に入港する際、東側の防波堤とほぼ平行な針路で入航していたが、本事故時、同区域内で浚渫工事後の検査（音響探査）が実施されていたので、東側の防波堤先端に近寄って右転させながら入航した。</p>
分析	<p>A船は、作業現場から漁港内にB船をえい航中、B船が防波堤至近を通過したことから、B船が消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が作業現場から漁港内にB船をえい航中、B船が防波堤至近を通過したため、B船が消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・狭い水路を航行する際は、できる限り同水路の中央を直線的にえい航すること。 ・他の船舶等をえい航して変針する際には、被えい航物件が引船の航跡の内側を航行することを考慮すること。